

医学生奨学金返済に関する規定

第一条（趣旨）

石川県民主医療機関連合会「医学生規定」に基づき、奨学金（貸付金）の返済について定めるものである。

第二条（奨学金の返済）

奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金全額を速やかに返済すること。

- (1) 「医学生奨学金規定」第八条およびに基づき、奨学金貸付廃止となった場合
- (2) 学業修了後および初期臨床研修を修了した後、石川県民主医療機関連合会の指定する医療機関で勤務しないと判明した場合
- (3) 奨学金の貸付を受けた期間に相当する期間を満たさず退職した場合、休職期間を除き、次の算定による額を返済する。

（貸付金額＋貸付利息）

返済金額＝ $\frac{\text{（貸付金額＋貸付利息）}}{\text{①貸付期間}}$ ×（②貸付月数－休職期間を除いた在職月数）

①貸付期間

※尚特別奨学金の貸付を受けたものについては、①貸付期間および②貸付月数に1.5を乗する

第三条（返済方法）

1. 特別な事情があり、一括返済が困難と石川民医連四役会議が判断した場合、分割返済の契約を行うことができる。分割返済の場合、返済期間は貸付を受けた期間内とし元利均等方式で返済する。その際、返済は月賦又は月賦・半年賦併用ができる。利率は、年1.5%とする。
2. 分割返済契約後、6か月にわたり返済が滞った場合、または未契約状態が6か月にわたった場合、石川民医連は連帯保証人に対して、その旨の警告を文章で行う。その後2ヶ月改善されない場合は、連帯保証人に全額返済を求める。

第四条（返済猶予）

医師の場合、国の制度に従って卒業後は臨床研修が開始される。石川県民主医療機関連合会に加盟する臨床研修病院以外でも研修を開始しても本人の申し出により臨床研修期間は、返済を猶予することができる。

また、後期研修や専門研修を石川民医連外で行った後に、再度石川民医連の医療機関で勤務することの期日を明確にして確認する場合は、本人の申し出により、その期間返済を猶予することができる。但し、その期間中に、将来石川民医連の医療機関で勤務することができなくなった場合はその時点で直ちに全額返済を求める。

第五条（施行開始）

本規定は、2004年4月1日より施行する。

2009年9月1日第四条を一部改定。

2016年4月1日第二条を一部改定

第六条（改定規定）

本規定は、石川民医連四役会議において改廃する。

付 2010年4月1日 看護・保健師学生規定を追加

2016年4月1日 歯学生・薬学生・看護・保健師・医系学生を規定から分離